

焼津市農業委員会 5月総会議事録

1 日時

令和4年5月18日(水) 午後2時 ~ 午後2時40分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	×
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	×	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について
第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について
第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
第5号 農業用施設証明願について
第6号 農地の利用目的変更届出について
第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について
第8号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
第2号 農地法第5条の規定による許可について
第3号 農用地利用集積計画の決定について
第4号 農用地利用集積計画の修正について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>16名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和4年5月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。7番村田忠夫委員、13番村松正二委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第8号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第8号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第8号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第8号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可についての番号4を審議します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号4を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>申請地は、高新田地区コミュニティー防災センターより北東へ約300mに位置している市街化区域内の農地です。</p> <p>本申請地は、譲受人が耕作管理する農地に隣接しており、農業の規模拡大のため、今回の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 13番	<p>ただいまの事務局の説明の通りです。</p> <p>譲渡人が農地の管理をすることが困難になったため、農地の有効利用を図る目的で、周辺農地の所有者である譲受人が取得し、耕作管理を行うことになりました。</p> <p>5月5日に現地調査を行いまして、地区審査では許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号4を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号4は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についての番号5を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号5を朗読後、説明】</p> <p>本件は、坂本の農地86㎡について、ガス供給施設の建築敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、公共性を有するガス供給事業を行う法人です。近年多発する災害時において、ガスの供給が停止する事態が発生している状況に鑑み、予備のガス供給網の増設を計画しており、この計画に基づき、ガス供給施設の建築敷地として申請地を確保したく、今回の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、東名焼津インターチェンジより北東へ約900mに位置する第2種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は田、西側・北側は道路、南側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第2種農地でありますので代替性の検討が必要となりますが、提出された「代替性の検討表」により他の土地での代替性がないことを確認しております。</p> <p>このため、一般基準をみたせば許可となります。</p> <p>周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>5月5日に東益津地区の農業委員と推進委員で現地調査を行いました。</p> <p>この案件は、近年頻発する地震等の災害で、東名高速道路が崩壊した場合を仮定すると、坂本、方ノ上地区へのガスの供給ができなくなる可能性が高くなるということで、高速道路の南側のエリアにガスの供給施設を建築するというものです。</p> <p>現地調査の結果についてですが、先ほどの写真の通り耕作はされておらず、草刈だけの管理となっていました。</p> <p>事業計画もしっかりしていますし、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、</p>

	<p>番号5を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号5を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についての番号6を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号6を朗読後、説明】</p> <p>本件は、本中根の農地228㎡について、駐車場敷地として使用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、申請地東側に隣接する土地にて貿易関連事業を営む法人の代表者で、申請地を自己及び法人の従業員駐車場の敷地として使用するため、当該地の所有者から売却の話をいただき、今般申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、静岡福祉大学より南西へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は譲受人が営む会社の作業所で現況は宅地、西側は道路、北側の現況は雑種地、南側は田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田正春	<p>先ほどの事務局の説明の通りです。</p> <p>譲受人は自動車解体の商売をされている方で、その事業所の入り口部分のちょうど隣に該当の畑がございます。畑そのものはまだ耕せば耕作できるレベルの状態でしたが、譲渡人もご高齢の様子ですので、今回の話になったと想定されます。</p> <p>周りは宅地に囲まれており、周辺農地への影響もほとんどないと考えます。</p> <p>どうぞご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号6を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号6は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についての番号7を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号7を朗読後、説明】</p> <p>本件は、上小杉の農地949㎡について、既存敷地の拡張のために転用したいという申請であります。</p>

	<p>申請者は焼津市内を中心に土木、管工事業を営む法人です。この度、焼津市立総合病院の建替え事業に伴い、現在の事業所の資材置場が収用地に該当することとなり、申請地の隣接地に移転しておりますが、今回、申請地へ既存（きそん）施設を拡張し、駐車場及び建設用資材置場として利用したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、まんさいかん静浜より北へ約400mに位置している、第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は自己所有地の雑種地、西側も雑種地、南側は宅地、北側は県道であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存の施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から詳しく説明があった通りです。</p> <p>譲受人は土木事業を営んでいます。以前使用していた資材置場は、市に収用されたため、当地を代替の資材置場、駐車場へと転用する申請であります。</p> <p>道路や排水も整い、周辺農地への影響もないと思われることから、現地調査の結果許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号7を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号7は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について を議題とします。</p> <p>本議案に関係する村松達雄委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><議案の朗読・説明></p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業 経営基盤 強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>

	<p>【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。それでは村松達雄委員の入室をお願いします。</p> <p>【着席】 次に、議案第4号、農用地利用集積計画の修正について を議題とします。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><議案の朗読・説明></p> <p>本件は、前回4月に決定を受けた、農地中間管理事業一括方式の案件のうち、表にあります案件について、設定する利用権について、「使用貸借権」となっていたものを、「賃借権」に修正をお願いするものであります。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、農用地利用集積計画の修正を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。 ご協力ありがとうございました。 以上をもちまして、令和4年5月総会を閉会します。</p>